国税庁から通知される法人のマイナンバー「法人番号」について

さいたま地方法務局法人登記部門

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（通称「マイナンバー法」）が平成27年10月5日に施行されたことに伴い，個人及び法人（会社を含みます。）に対してマイナンバーが指定され，順次，個別に通知されています。

法人に対するマイナンバーは，国税庁長官が「法人番号」として指定し，国税庁は平成27年10月下旬から通知（法人番号指定通知書）の発送手続を行っており，本年1月から国税分野において利用が開始されました。

この「法人番号」は，法務局が取り扱う「会社法人等番号」とは別のものであり，「法人番号」に関する事務は国税庁の所管ですので，お間違えのないよう注意願います。

【「法人番号」に関するお問い合わせ先】

法人番号指定通知書の内容に関するお問い合わせは，

0120－053－161（国税庁・法人番号管理室，平日8時45分～18時）

マイナンバーに関するお問い合わせは，

0120－95－0178（マイナンバー総合フリーダイヤル，平日9時30分～22時，土日祝日9時30分～17時）

【参　考】

～「法人番号」Q＆A～

（Q1）　「法人番号」とは？
（A1）　国税庁長官が指定した13桁の数字です。
※法務局が取り扱う「会社法人等番号」は12桁の数字です。

（Q2）　「法人番号」を指定される法人とは？
（A2）　①設立登記された法人，②国の機関・地方公共団体，③設立登記されていない法人及び法人格のない社団等であって，法人税・消費税の申告納税義務又は給与等に係る所得税の源泉徴収義務を有する団体，です。
※法務局が取り扱う法人は①のみです。

（Q3）　「法人番号」の通知時期及び公開時期は？
（A3）　埼玉県内の法人等への通知は次のとおり実施され，「法人番号」は，「国税庁法人番号公表サイト」において基本3情報（商号又は名称，本店又は主たる事務所の所在地，法人番号）が公開されています。
なお，新たに設立登記した法人については，登記完了後1週間程度で国税庁から「法人番号指定通知書」が発送されるようです。
詳しくは「国税庁法人番号公表サイト」又は「国税庁ホームページ」を参照ください。

対象法人	通知発送日	公　開　日
上記①②の法人等	平成27年11月4日	平成27年11月6日
上記③の法人等	平成27年11月13日	（注）

（注）設立登記されていない法人は平成27年11月17日，法人格のない法人等は，公表に同意する旨の書面を国税庁が収受したものから順次公開。